原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の 期限延長について

【内閣府・内閣官房・経済産業省・国土交通省・総務省・文部科学省・農林水産省】

- 提案・要望の内容 -

- 1 平成22年度末に失効する原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 を期限延長すること。
- 2 新たな法律は、次のとおり制度を拡充すること。
 - (1) 特例対象事業の補助率を上げること。[55%→70%]
 - (2) 次の事業を特例対象事業に加えること。
 - ①道路法の対象でない農道や林道整備
 - ②橋梁の耐震補強工事や斜面の防災工事、歩道等の道路関連事業
 - ③社会体育施設整備
- 3 原子力発電施設等立地地域の住民の安全・安心を確保するために必要な緊急避難 道路の新設にあたり、次の措置を講ずること。
 - (1) 費用便益比や交通量を問うことなく、国庫補助事業とすること。
 - (2) 国庫補助事業採択の際には、特別措置法の特例事業の対象とすること。

【現状と課題】

- ○島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(事業期間:平成14年度~22年度)には、県及び松江市(旧鹿島町・旧松江市・旧島根町)合わせて90事業(当初計画:86事業、総額1.135億円)が定められている。
- ○この計画の進捗率は20年度末見込で約55%と、法の失効する22年度末までの事業完了は困難な見通しとなっており、このままでは法制定の目的が達成されない恐れがある。
- 〇県、松江市とも計画の進捗に鋭意努めてきたが、地方財政の厳しさが増す中、法期限内の 計画完了は困難である。
- ○原発立地地域の振興を図るためには今後も継続的に特別措置が講ぜられることが必要である。

【本県の取組状況・方針】

振興計画進捗状況(国直轄事業を除く) 単位:百万円

総事業費(H20年度改訂後)	146,398
H19末累計事業費	66,454
進捗率	45.4%
H20末累計事業費(見込)	80,397
進捗率	54.9%

【提案要望の効果】

○原発立地地域の総合的かつ広域的な整備を行うことで、国の基幹電源と位置づけられた原子力発電による電気の安定供給に寄与する。